

平成 29 年第 1 回定例会

*** 陳 情 文 書 表 ***

市 原 市 議 会

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第1号
2. 受理年月日 平成28年11月28日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 総務常任委員会
5. 件名及び要旨

市原市議会総務常任委員長が本会議で「現市原市役所本庁舎と五井駅西口の旧住友ビルは、地質調査報告書等がないため、耐震補強の検討ができなくて取り壊さなければならない旨を報告すること」について

- (1) 市原市役所本庁舎は、地質調査報告書と構造計算書がないことを、市原市長宛の情報公開請求で知った。
- (2) 五井駅西口の旧住友ビルは、地質調査報告書がないことを、市原市長宛の情報公開請求で知った。
- (3) 上記(1)、(2)の建物は耐震補強の検討ができないことから、取り壊しが必要で、多額の費用がかかる。このことを市原市民は知らないでいる人の方が多い。
- (4) そこで、上記件名の委員長報告をすることを陳情する。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第2号
2. 受理年月日 平成29年2月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会
5. 件名及び要旨

千種幼稚園の今後のあり方の再検討を求めることについて

1. 千種地区においても時限的な対応として、千種幼稚園を3歳児から5歳児のみの市立認定こども園として存続させてほしい。
 - ① 3歳以上児ならば自園調理の必要がないので、給食は近隣の保育所から運ぶことも検討してほしい。
 - ② 五井保育所（五井認定こども園）を平成38年度までに建てかえるのであれば、今現在の施設での1号認定の定員が増えることは望めないなので、建てかえるまでの時限的な対応として、市立認定こども園として存続させてほしい。
 - ③ 千種幼稚園は平成26年度と27年度に施設を修繕したのでまだまだ使用できること、さらには市立幼稚園の中で随一の広さを持つ園庭や遊具の種類などを見ても、市立認定こども園となる予定の各保育所よりも子どもたちにとって環境的にも良いことから考えて、ぜひ千種幼稚園を市立認定こども園として存続させてほしい。

2. 市立幼稚園及び市立保育所再編成計画の内容を、保護者に周知させる時期が遅かったと認めていただけたのであれば、それに対応すべく準備期間が短すぎるので、現状をよく認識され、市立認定子ども園としてのスタートを遅らせてほしい。

(理由)

1. 千種幼稚園は近年は 50 名前後の入園希望者がおり、近隣の惣社幼稚園も同様である。この 2 つの幼稚園に通いたいと思っていた子どもたちが、五井・姉崎両認定こども園に集中した場合、現在公表されている定員数（五井 1 号 16 名、姉崎 1 号 20 名）ではとても入りきらない。また、姉崎こども園は有秋地区からの入園希望もあるとすると（有秋幼稚園は近年 20 名を超える入園希望者がいる）今のままでは確実に定員不足である。
2. 千種地区や近隣の五井地区の私立幼稚園は、プレ保育から入っていないと入園が難しく、平成 29 年度入園の 3 年保育は空きがない状態である。また、平成 30 年度入園の 2 年保育も、兄弟枠優先などで必ずしも入園できるとは限らない。空きのある私立幼稚園に通わせようとすると、バスで 30 分、40 分かかってしまい、子どもたちにとっても精神的・肉体的に大きな負担となってしまう。
3. 「すべての子どもに質の高い教育・保育の提供」を目指すならば、季節を感じられる自然いっぱいの広い園庭、子どもたちが毎日の生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験（好きな遊びに熱中したり、遊びのなかでものや人とかかわったりすること）を十分にさせてくれる千種幼稚園をぜひ、市立認定こども園として残してほしい。公立幼稚園の魅力あふれる公教育を、希望するすべての子どもたちにぜひ受けさせていただきたい。
4. 昨年末に市長宛てに提出した、現千種幼稚園の土地環境を生かした幼児教育の場を求める陳情に対する賛同の署名が 2,256 名集まった。千種幼稚園が今後も市立幼稚園で行ってきた幼児教育の場として、非常に多くの人達から必要とされていることを十分ご理解いただきたい。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 3 号

2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 2 月 9 日

3. 提出者の住所氏名

4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会

5. 件 名 及 び 要 旨

子どもと妊婦の受動喫煙を防止する取り組みを求めることについて

陳情者市民団体は、賛同者と共に、市民の健康を守る立場から受動喫煙防止対策の推進に寄与すること、特に胎児や子どもが健康的に成長できるように受動喫煙（二次喫煙）、残留喫煙（三次喫煙）を防ぐことを大変重要なことと考えています。

受動喫煙による健康障害を防止するための国際条約「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」では、「喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することはできない」として、閉鎖空間の全面禁煙化を求めています。また、2010年に受動喫煙防止のため厚生労働省局長通知が出されましたが、その後自治体での対策が徹底されなかったために、2012年に再度通知が出されました。その中に、「屋外であっても子どもが利用する空間では受動喫煙防止を行うように」と書かれております。

さらに、日本たばこ産業株式会社（JT）もウェブサイトで、「なお、乳幼児、子供、お年寄りなどについては、特段の配慮が必要です。例えば乳幼児や子供に関しては、未就学期における環境中たばこ煙への暴露と喘息の悪化等の呼吸器症状との関連性について報告した疫学研究が多数あります。乳幼児、子供、お年寄りなどは環境中の物質による刺激に対して特に敏感であったり、また自分で意思表示をしたり場所を移動したりすることが難しい場合があるため、その周りでの喫煙は控えることをお勧めします。」と記しています。

よって、子どもと妊婦の受動喫煙防止の観点から、以下の3点について市民等の協力が得られるよう、啓発活動や条例の制定など、市としての必要な取り組みを行うよう陳情いたします。

1. 小中高生の通学に使われる道路（登下校時間内）、園児の通園に使われる道路（通園時内）、子どもが利用する公園、歩行者が密になりやすい駅周辺路上での受動喫煙をなくす。
2. 自動車内で、特に子どもと妊婦が同乗している場合の受動喫煙をなくす。
3. 子どもや妊娠可能な女性に対し、健康的な環境で食事提供できるよう飲食店だけでなく、来店者の協力も得られるよう取り組む。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第4号
2. 受理年月日 平成29年2月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会
5. 件名及び要旨

市立幼稚園の閉園を平成31年度末まで延期するよう求めることについて

平成25年4月2日から平成26年4月1日生まれの子どもたちが、確実に公立の幼児教育を受けられる場所として、市立幼稚園の閉園を平成31年度末まで延期してください。

（理由）

1. 私達は、市立幼稚園の教育内容に共感し、我が子を市立幼稚園に通わせています。市立幼稚園及び市立保育所再編成計画の内容を知り、そこから、市立幼稚園の教育内容と同じような教育を受けられる私立幼稚園を探しましたが、市の発表が昨年3月と遅かったため、希望する私立幼稚園のプレ保育には間に合わず、その後の3年保育での入園も難しくなりました。
2. 市立認定こども園への入園も考えましたが、五井認定こども園の1号認定の園児数が

16名ということを知らされ、現在近隣の市立幼稚園に通園している人数と比べると大変少なく、確実に入園できるか、不安と絶望を感じました。

3. 現在、公立の4歳児クラスに在園している家庭の中には、弟や妹を3年保育に入れることを考えたほうもいましたが、兄弟別のエンへの送迎は難しく、あきらめざるを得ない状況にあります。しかしながら、近隣の私立幼稚園の平成30年度の2年保育の定員数も10名以下と少なく、さらには、兄弟枠優先のため、確実に入園できる保障がないため、日々不安を感じています。
4. このままでは、五井地区では多くの子どもたちが施設に入れられないことになり、大きな社会問題となります。
5. 市立幼稚園の閉園を平成31年度末まで延期していただければ、市立認定こども園にも、近隣の私立幼稚園にも入園できない子どもたちが出てきます。ぜひ、子どもたちが確実に公立の幼児教育を受けられるよう、強く望みます。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第5号
2. 受理年月日 平成29年2月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会
5. 件名及び要旨

牛久幼稚園の存続を求めることについて

市立牛久幼稚園の廃園の方針を見直し存続させていただきたい。

- ① 市立牛久幼稚園を廃園にしますと、牛久以南には幼稚園がなくなります。現状を充分理解していただき、どうか市立牛久幼稚園を存続する方向でお願いいたします。
- ② 市立牛久幼稚園の利用者は、ほとんどが牛久近辺の人たちです。市立牛久保育所を認定こども園にする計画の定員枠では、入園できない子どもが出てくることとなります。その場合、牛久近辺の子どもたちは地元を出て、他の幼稚園へ行くことは希望していません。
- ③ 市立牛久幼稚園は、南総支所や南総公民館、南部保健福祉センター（なのはな館）と隣接した地域の中心部にあります。立地条件が良いことから、地域との交流や活動も活発に行われています。通園にも便利で、安全・安心な場所にあります。
- ④ 幼稚園は老朽化と言われましたが、市立牛久幼稚園の園舎などの施設はまだ充分活用できます。また、園庭は広々と明るく暖かいので、幼児教育の場としての良い環境を生かして欲しい。
- ⑤ 市立牛久幼稚園の廃園の方針を見直し、定員枠を減らしてもいいので市立牛久幼稚園を存続してください。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第6号
2. 受理年月日 平成29年2月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会
5. 件名及び要旨

市立幼稚園の存続を求めることについて

市は、市立幼稚園6園を全園廃止し、市立幼稚園で行ってきた幼児教育を今後、市立認定こども園にて継承していくことを打ち出しましたが、市が設定した1号認定の定員数が、現在市立幼稚園を利用している園児数から考えてもはるかに少なすぎます。このままでは市立認定こども園に入れず、希望する幼児教育を受けられない子どもたちが多く出てくるということは明らかであります。

また、市立幼稚園各園ともその地域の中心地にあり、幼小中の連携や地域の施設との交流、地域の行事への参加など、各地域に根差した教育活動ができています。子ども、保護者、地域住民が互いに対等な主体として向き合い、感動を共有し、共に生き、育ち合う場となっています。市立幼稚園を廃園することで、このような大切な絆そのものが失われます。

園舎などの施設は近年建設されたものや修繕されたものもあり、まだまだ立派に使用できること、さらには園庭の広さや遊具の種類などを見ても、市立認定こども園となる予定の各保育所よりも子どもたちにとって環境的にもよいと考えます。

市立幼稚園及び市立保育所再編成計画が、「すべての子どもに質の高い教育・保育の提供」を目指すならば、子どもの視点に立ち、子どもの興味関心を読みとり、子どもが自己課題に向けて主体的に活動する時間を十分に保障してくれる市立幼稚園が、定員の面でも環境の面でも必要不可欠であります。

よって、下記の件につき陳情いたします。

記

- (1) 現在、市立幼稚園を希望する保護者は140人を超える二一ズがありますので、このまま存続させてください。
- (2) 市立幼稚園の魅力あふれる公教育を、現市立幼稚園の場で、希望する全ての子どもたちにぜひ受けさせてください。私たちは、私立幼稚園の早期教育を望んでいません。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第7号
2. 受理年月日 平成29年2月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会

5. 件名及び要旨

市立幼稚園及び市立保育所の存続を求めることについて

市原市は、「幼稚園と保育所を考える会の資料編・再編成計画これまでの流れ」にあるように、平成28年4月に「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」を発表しました。

これは平成27年3月発表の「市原市子ども・子育て支援事業計画」を大幅に変えたもので、十分な市民合意がなされていません。

主な特徴は、「①公立幼稚園6園を全廃し、その機能は平成30年につくる市立認定こども園及び私立認定こども園に移行する。②17カ所の市立保育所は、9カ所の市立認定こども園と、1カ所の小規模保育事業所に整備される。6カ所は民間の代替施設（民営化）となる。」というものです。

あまりに急な提案に、保護者や職員にも不安や怒りが出ています。6幼稚園を一挙に閉園、保育所も短期間に閉所するようなやり方は、他には見当たりません。これに対し「市立幼稚園・保育所をつぶさないで」「もっと話し合いを」という声は切実です。これまで公立と私立は協調し、また学び合いながら教育・保育の質を高める努力を行ってきました。公立を全てなくすことは、その自治体の基本方針や行政としての基準がなくなることです。市としての知識や蓄積がなくなり、民間への責任ある指導ができなくなります。民間の競争は激しくなり、コストの削減が進むでしょう。人件費の削減も進みます。結果として幼児教育・保育の水準の引き下げにつながっていくのではないのでしょうか。子どもたちの将来のためにも、基準としての公立の幼稚園・保育所は必須です。

つきましては、「市立幼稚園及び市立保育所再編成計画」を見直し、市立幼稚園・保育所を存続されるよう陳情します。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第8号
2. 受理年月日 平成29年2月9日
3. 提出者の住所氏名
4. 送付委員会 教育民生常任委員会
5. 件名及び要旨

市立幼稚園及び市立保育所の存続を求めることについて

(要旨については、陳情第7号に同じ)

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第9号
2. 受理年月日 平成29年2月9日

3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 建設常任委員会
5. 件名及び要旨

失格とされた木造住宅耐震改修促進事業よりの支援受給資格の回復について

平成 27 年度に重度の脊椎管狭窄症のため、車椅子生活を避けたいと判断し、居宅のバリアフリー化工事を施工しました。この工事に 0.5 坪の浴室の増築を避け難く（しゃがみ込みでの入浴が難しく、また、この部分が、当工事の肝でありました。）あり、実施いたしました。なお、当工事は介護保険の支援下であります。

後日、（脊椎の手術後）、居宅の耐震改修を計画、市役所の相談窓口（建築指導課）に相談時に、題記事業の支援受給資格の失格を告げられました。その理由は、前述の 0.5 坪の増築工事が実施済みであるとのことでした。なお、居宅は、床面積 33 坪であります。

ぜひ、失ったとされている資格の回復をお願い致します。

（参考）

千葉市において、増築床面積が、元ある床面積を超えない時、問題としない。

君津市において、増築床面積が、元ある床面積の半分を超えない場合、問題なし。

木更津市の場合、増築に関し、失格等の取り決めはない。

本事業にかかわる、市原市建築指導課発行の冊子には、増築による受給資格について明記がありません。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 10 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 2 月 9 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 総務常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

新しい総合計画策定を踏まえ非核平和都市宣言を上げている市原市の
平和行政を充実させることについて

市原市は、昭和 59 年（1984 年）9 月、以下の「非核平和都市宣言」を上げました。

世界の恒久平和は人類共通の願望である。

しかるに近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類のひとしく憂えるところである。

わが国は、世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の本質からも再びあの広島・長崎の惨禍を絶対に繰り返させてはならない。

市原市は、わが国の提唱する非核三原則を遵守し、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶

と軍縮の推進を強く訴え、もって世界の恒久平和を願うものである。

よって、ここに市原市を「非核平和都市」と宣言することを決議する。

市長は、「平和首長会議」に参加し、その役割を果たしていることは周知の事実です。

しかし、市原市として、この「宣言」を具体化するという点で、いくつかの事例をみると、不十分さがあることは否めません。

平成 28 年 9 月定例会（第 3 回）市原市議会定例会会議録、9 月 2 日（金）市政に関する一般質問（代表）岡泉議員の質問「ただし、この非核平和都市宣言なんですけれども、実はこの議場の中にいる人で何人か知らない人がいるんじゃないかと思うぐらい、意外にこれを忘れていくケースが非常に多くて、市内のことだったので余り言いたくないんですけれども、プラカードを持って核兵器反対とかやっている方がいらっしゃるんでびっくりしているんです。今さら何を言っているんだと。市原市については昭和 59 年から非核都市宣言もしているし、指針もはっきりしているし、態度も明確だし、何を騒いでいるんだと。これ違った見方をしてしまうと、市原市ではそういった宣言も何もしていないんじゃないのと思っている若い方が非常に多いです。

これは核兵器に関しても同じなんですね。核兵器反対、核兵器反対なんて。何を言いたいんだ。国で決議をして、そんなものは軍縮も含めてやりませんよと言っているのに、どうも知らない人を見ると、いや日本は核兵器を持てちゃうんじゃないのって、若い人が逆に勘違いをされてしまうような雰囲気が非常に多くなってきました。

先人たちが本当に心配していることというのは、正しく伝わっているなど特に感じたのは、核兵器に関しては、先ほども言った田中角栄先生、私、4 年間ほど執事しましたけれども、田中先生が核兵器に関して言ったことがあります。核兵器を使用した中で勝者は誰もいないよって。何でだかおまえわかるかと言われたんですけれども、よく意味が理解できなかったんですけれども、そのとき田中先生が言ったのが、勝者は誰もいないなんか、当たり前だと。核兵器を使った瞬間に、使った側も使われた側も当然報復が始まって死滅してしまった状態で、誰が勝利者だって常日ごろ、これ演説の中でよく言っていました。

こういったことは誰もがわかっていることだし、被爆国である我々は、もっと前面に出して言っているとは思いますが、そこを何かタブー視をすることによって、余り核兵器のことは言わないほうがいいよねという風潮がこの数年ふえてきているなどということも感じたので、10 年前と全く同じ質問をさせていただいて、確認の意味も含めて、また非核平和都市宣言もしていますよということも、もう一度、皆さんと確認させていただくという意味で今回、質問をさせていただきました。」

上記の岡泉議員の発言にあるように「宣言」を上げたにもかかわらず、多くの市民は、この「宣言」の中身すら知らないというのが現状ではないでしょうか。そのことは「平和首長会議」が提案している署名活動などについて、ほとんどの市民は知らされていません。その原因が、他の自治体のように、この宣言を生かすための具体的な手立てが、極めて不十分なことに最大の要因があると思います。

例えば、市原市では、今年度該当する事業として考えられるのは以下のとおりです。

総務費企画費の中に位置づけられています。平和祈念事業費 95 万 1 千円の中に以下の事業があります。平和大使派遣委託料 84 万 0 千円、平和首長会議負担金 2 千円、諸経費 10 万 9 千円。

総務費一般管理費の中に位置づけられています。国際交流推進費 555 万 5 千円として以下の事業があります。国際交流推進費 320 万 1 千円、姉妹都市交流事業費 64 万 0 千円、多文化共生費 121 万 0 千円。

民生費社会福祉費の中に位置づけられています。一般管理費 17,973 千円のうち以下の事業があります。原爆被災者の会補助金 3 万 8 千円、遺族会補助金 300 万円、各種給付金 7,770 万 5 千円のうち、被爆者見舞金 159 万 6 千円、人権施策推進費 160 万 9 千円（人権啓発推進事業費 84 万 5 千円、人権教育推進事業費 76 万 4 千円）中国残留邦人等推進事業費 2,593 万 5 千円、合計 2 億 6,747 万 8 千円となります。しかし、非核都市宣言を上げている市原市として考えると、どうでしょうか。限定的に考えると、288 万 5 千円となります。

以上を踏まえて長野県松本市のように「平和推進課を設置」するなどという工夫をすることを求めるものです。

「中日新聞」（2016 年 11 月 29 日）「松本市の菅谷昭市長は 28 日、「平和推進課」を来年 4 月に設置することを明らかにした。平和の大切さを市民に伝える施策の推進や市民活動の後押し、イベント企画など平和関連の取り組みを強化するのが狙い。市によると「平和」の名を冠した課の設置は、広島、長崎、那覇市などにあるが県内の自治体では初めて。菅谷市長は、1986 年に制定した「平和都市宣言」から今年で 30 年の節目を迎えたことに触れ「30 周年を契機に、平和に対する松本市の取り組みを明確にするとともに、組織体制を拡充する。平和推進課を中心に広島や長崎と連携を取り、平和の連鎖を広げていく」と述べた。同課は、行政管理課職員 5 人が兼任する形で設置する方針で、10 代、20 代の若者に平和の大切さを訴える施策やイベント開催などを検討する考え。

市は設置に向けて 12 月、長崎市に職員一人を派遣して平和関連事業などを調査し、具体的な取り組み内容などを詰める。松本市幹部は「来年度から積極的に平和の大切さを PR するさまざまな事業を推進していきたい」と話している。」

そして他の自治体の平和行政を学び、市原市の平和事業を充実させていくことを求めるものです。そのためにも、市民の意見を公募するなど、市民とともに「宣言」をより豊かなものに発展させていくことを求めます。これは新しい総合計画の中にも位置づけることは可能です。同時に、このような行政のまちなに移住しようという住民が増えるかも知れません。まとめますと、

1. 市原市の「宣言」を、これまでの経験を踏まえ平和行政を豊かなものにする。
2. 中身については、他の自治体の事例から学ぶ。
3. 住民の意見を踏まえたものにする。

以上を提案します。なお、陳情者の意見陳述の機会を保障していただき、当局の説明と同じように、議員の皆さんの質問疑問について説明の機会を与えていただくことをお願いするもの

です。

1. 陳情書の受理番号 市原市議会陳情第 11 号
2. 受 理 年 月 日 平成 29 年 2 月 9 日
3. 提出者の住所氏名
4. 送 付 委 員 会 教育民生常任委員会
5. 件 名 及 び 要 旨

新しい総合計画策定を踏まえ小中学校にできるところからエアコンの設置を求めることについて

新しい総合計画が決まり、今後具体化がされていくことになりました。

この間の議論はかみ合ったものとは言えませんでした。特に以下の点についてです。①多額の費用を要する。②財源に限りある中で、非構造部材の耐震化工事、老朽化した学校設備工事が早期に対応が必要な他の事業との優先順位を見極めながら取り組まざるを得ない状況にある。③「総合計画」の中で位置づけてから。

そこで、以下の点について、再度審査をお願いするものです。

「学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合の改善のために必要な措置の実施につき遺漏のないよう願います」（学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知））について、指摘してきたにもかかわらず、これについては、まともに答えていません。

「文部科学省の『通知』の意味を踏まえると、市原市と校長の責任が重大であることは言うまでもありません」と述べてきましたが、貴職は、この「通知」は無視をするつもりですか。答えていただきたいと思います。

そして「望ましい基準」として文科省の「学校環境衛生基準」においては、「望ましい（室内の温度の）基準」に「照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない」として「児童生徒等及び職員の健康」を「保護する」としているのです。そして「学校の設置者」は、「夏期で 25℃～28℃程度」になるように「遅滞なく」「努めなければならない」としているのです。まず、このことについて、どのように受けとめているのか、答えていただきたいと思います。

上記のことを踏まえ、一昨年と昨年の夏に計測した諸事実を踏まえるのであれば、「本市における今年度の普通教室の数は 868 教室あり、全ての普通教室にエアコンを設置するためには、機器の設置や配管、排水工事など、約 25 億円かかる」との試算も大幅に違ってくるはずですが。

「多額の費用を要する」とされる予算も年度ごとにみれば大幅に削減されるはずですが。このことについて、具体的に答えていただきたいと思います。

しかも、この予算上の問題については、「学校施設環境改善交付金」を使うように要請してきました。その効果もあつたのでしょうか。この間私の陳情について了承してこなかった自由

民主党市原市議団が、松野文科相に、交付金の拡充や運用基準の見直しを求めたようです。このことは「千葉日報」（10月4日）で写真入りで報道されました。この「交付金」について、私は「耐震対策費」の使途の経過を平成21年度より8年間の予算決算一覧で合計35億8,708万2千円と指摘してきたところです。このようなことを踏まえれば、約25億円を一気に使うのではないことは一目瞭然です。ここに貴職の主張のスリカエがあるのではないのでしょうか。この「耐震対策費」と、それを使用する「交付金」は年度ごとに計上算出すること、そして28℃以上の教室優先という方法を使った予算の分散計上を踏まえれば、あたかも一度に約25億円を使うなどというものでないことは誰が見ても明らかです。このようにエアコン設置に向けて工夫をしていけば、上記の貴職の「理由」は成り立たないと確信するものです。このことについて、答えていただきたいと思います。

「総合計画」待ちでしたが、12月の議会で承認された「市原市総合計画基本構想」を見ると、疑義があります。そこには「（4）子どもたちの輝き・若者の夢・いちはらの文化を育むまちへ」には、「子どもたちが学校・家庭・地域の連携のもとでそれぞれの資質と能力を伸ばし、愛着と誇りを持って自分らしく成長するまちを目指します」としながら、「⑧人を尊重する心を育みます」として、あらゆる差別がなくなり、全ての人々が互いを尊重し、大切に思い合う社会が形成されています」とあるだけです。これでエアコン設置を位置付けているのか、どうか。これだけでは、「総合計画に位置付けて」という「理由」は成り立たないと思いますが、いかがでしょうか。

私は、市長と市議会に対して、エアコンを設置する法的道徳的根拠としていくつかの事例を挙げてきました。その中で「日本国憲法」「児童憲章」「子どもの権利条約」をエアコン設置の根拠として位置付け要請してきましたが、貴職は、これらをエアコン設置と結びつけるつもりはあるのか、ないのか、答えていただきたいと思います。

市長は、「平成28年第1回市原市議会定例会市長あいさつ」の中で、「市原力を教育に結集し、子どもたち一人一人の資質と能力を最大限に伸ばすとともに、幼児教育から小学校、中学校へとつなぐ切れ目のない教育の実践により、地域への愛着と社会の中で活躍する人材を育ててまいります」「私は、未来へ飛躍する力の基礎となる確かな学力や感性豊かな心の育成に向け、「未来へつなぐいちはらの教育」を覚悟を持って推し進めてまいります」と述べながら、「重点施策」のうち「基本目標の5」として、「子どもたちの未来へつなぐ確かな教育の推進と文化の振興」では、「子どもたちの学力向上に向けた事業のほか、義務教育で行っているキャリア教育を発展させ、高校生を対象にした市内企業への理解を深めるものづくり人材育成事業を実施します」と述べています。

また「平成27年第2回市原市議会定例会市長あいさつ」の中では、「未来が輝く子育てと教育、スポーツ・文化都市の実現であります。希望があふれる未来のために、子どもたちを笑顔にする子育て支援と教育に全力で取り組んでまいります」として「子どもたちが思い切り学べる教育環境を整備するとともに、子どもたちの資質と能力を最大限に伸ばし、社会の中で活躍できる確かな教育を実践してまいります。私は、国の教育委員会制度改革を受け、未来を担う

子どもたちのことを最優先に考え、いじめをはじめとするさまざまな問題への対応など、市原市ならではの教育改革にも積極的に取り組んでまいります」と述べています。

これらの発言とエアコン設置は全く関係のないことなのか、否か、市議会において審査をお願いするものです。まとめますと、

1. 新しい総合計画の中にエアコン設置を位置付ける。
2. できるところから設置をする。
3. あるいは、いつから始めて、いつまでに設置するのか、ハッキリさせる。